議事要旨(3) 引当金専門委員会における検討状況(コメント分析)について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より IASB の最近の動向及び ASBJ における今後の検討の進め方について資料に基づき説明がなされた。続いて、荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された論点整理のコメント分析について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

- ・蓋然性要件の削除や期待値方式に対する懸念が寄せられており、今後 IASB にどう働きかけていくかが大事であるが、この 2 点について、IASB が 2010 年 1 月に公表した再公開草案では以前と変わっているのか、また、それらについてどのような意見を言うのか質問があった。これに対して事務局より、再公開草案は内容を測定に限定したものであり、IASB はこの 2 点のベースを変えていないが、国内の論点整理で反対のコメントが多く寄せられているため、意見発信の方法について考えていきたいとの回答があった。
- ・IASB が 2010 年 1 月に公表した再公開草案でも、蓋然性要件や最頻値方式は否定されており、今後いくら IASB にコメントしてもこれらが変わる確率はほとんどないと考えられるが、その上でどのような方向で対応するのか質問があった。これに対して事務局より、IASB と FASB のコンバージェンスがどうなるのかはまだ不確定要素もあり、両者の議論次第では変わる可能性も残っていると見ており、それらの動向も踏まえて引き続き検討する旨の回答があった。
- ・特別法上の引当金又は準備金について、別記事業の業法上の取扱いについては、今後どういう形で検討が進められることになるのか質問があった。これに対して事務局より、それらについて ASBJ が逐一対応するということはない旨の回答があった。
- ・引当金に関する会計基準が公表されると、企業会計原則が置き換えられることになると考えられるため、特別法上の引当金又は準備金について何も手当しないと、それらが引当金としてみられないことになり、整理が必要ではないかとする意見があった。これに対して事務局より、それらは法定事項であるが、会計慣行が変更されれば、通常は、その対応について検討が行われると考えられるとの回答があった。

以上